

令和5年度 磐田市指定工事店事務連絡会



磐田市環境水道部 上下水道総務課

－ 令和6年度からの事務について －

1. 排水設備等の計画の確認

- (1) 排水設備設置計画確認申請について
- (2) 事前協議について
- (3) 取付管について
- (4) 審査基準について
- (5) 排水設備設置計画確認書の交付について
- (6) 排水設備設置計画の変更について
- (7) 排水設備設置計画の予定工期について

2. 工事完了後の提出書類

- (1) 工事完了届について
- (2) 下水道使用開始届出書について
- (3) 下水道使用休止届出書について
- (4) メーターに関する届出書について

3. 排水設備等の完了検査

- (1) 受検にあたって
- (2) 完了検査について
- (3) 完了検査受験の注意事項

4. 供用開始区域

5. 違反行為の報告

6. 浄化槽設置事業費補助金

1 排水設備等の計画の確認

「排水設備設置計画確認申請書」を提出する前に 下記について確認をしてください

<input type="checkbox"/>	供用開始区域の確認	排水設備を整備する土地が供用開始区域かそうでない区域かを必ず確認してください。
<input type="checkbox"/>	取付管の有無の確認	取付管が無い場合は、取付管設置の条件（公費・自費・区域外流入）を確認し「取付管設置申請書」を提出してください。
<input type="checkbox"/>	通気管の設置	配管内の流水は円滑にできる計画か確認してください。 トラップ封水の保護ができる計画か確認してください。 排水管内に空気を流通させて排水システムの換気を行える計画か確認してください。
<input type="checkbox"/>	排水用ポンプの設置の有無の確認	排水用ポンプの設置が必要となる場合、事前に給排水サービスグループおよび下水道工事グループへの協議が必要となります。

「排水設備設置計画確認申請書」を提出する前に 下記について確認をしてください

<input type="checkbox"/>	井戸水の場合		下水道使用水量を算定するメーター設置が必要です。 事前に給排水サービスグループとの調整をお願いします。
	右記の簡易水道の場合	千手堂上 北島 豊島 刑部島	
<input type="checkbox"/>	接続ますと取付管との固着		接続ますを取付管に固着させる際は、取付管等を損傷させないように、設置計画および施工をするよう注意してください。
			【注意】豊岡地区および農業集落排水事業実施箇所
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">設置済の公共ますまで市の所有の為撤去及び変更をしないよう計画してください。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">もしも公共ますがなかった場合 ↓ 給排水サービスグループにご相談ください。</td> </tr> </table>
設置済の公共ますまで市の所有の為撤去及び変更をしないよう計画してください。	もしも公共ますがなかった場合 ↓ 給排水サービスグループにご相談ください。		
<input type="checkbox"/>	事前協議の確認	事前協議の条件に該当する場合は別に諸手続きが必要となります。	

(1) 排水設備設置計画確認申請について

関係法令等

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備等の新設を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類等を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(磐田市下水道条例)

(排水設備等の計画の確認申請)

第2条 条例第5条の規定による排水設備等の新設等の確認を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書及び書類を市長に提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 排水設備の設置計画確認申請

- ア 排水設備設置計画確認申請書（様式第1号）
- イ 案内図
- ウ 設置計画平面図
- エ 縦断面図
- オ その他管理者が必要と認める書類

(2) 除害施設及びディスポーザ排水処理システムの確認申請

- ア 除害施設等設置計画確認申請書（様式第2号）
- イ 案内図
- ウ 設置計画平面図
- エ 除害施設等の構造図
- オ 容量算定表（グリーストラップ及びオイルトラップの場合に限る。）
- カ ディスポーザ排水処理システムにあつては、維持管理に関する確約書（様式第3号）
- キ その他管理者が必要と認める書類

(磐田市下水道条例施行規程)

責任技術者とは

(責任技術者の責務等)

第18条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところにより、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 次条第1項に規定する検査の立会い

2 責任技術者は、排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(磐田市下水道条例)

書類提出に際しての注意点

- 排水設備等の新設・増設・改造をする場合「排水設備設置計画確認申請書」の提出が必要です。
 - **申請書の提出は1部**
 - **クリップ止めで提出してください。**（ホッチキス止めはしない）
- 屋外のますや排水管の改造をしない場合でも、屋内排水器具を改造・増設したら「排水設備設置計画確認申請書」の提出が必要です。
- 申請時の計算間違いや平面図と縦断面図との相違等が多いため、提出前に申請内容に間違いがないか確認をお願いします。
- 「排水設備設置計画確認書」が交付される前に、排水設備工事に着工した場合、**磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱に基づき違反点数が付されます。**

申請書 記入時の 注意事項

申請書の提出は
1部のみ
(クリップ止め)

設置場所の住所で
はなく、関係する
筆の地番全てを記
入してください
(整備する場所を正しく
把握するため+負担金
・分担金確認のため)

便所の改造時期は
くみ取りから変更
する場合のみ記入
してください

様式第1号(第2条関係)

排水設備設置計画確認申請書

年 月 日

磐田市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

電話番号 ()

磐田市下水道条例第5条の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

設置場所	磐田市	排水設備番号	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	敷地面積	m ²
排水戸数	戸	排水人口	人
使用水	<input type="checkbox"/> 市水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道・井戸水併用		
排水区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 事業所(業種) <input type="checkbox"/> その他()		
除害施設等	<input type="checkbox"/> 有(種類) <input type="checkbox"/> 無		
排水設備使用者の承諾	住所	氏名	印
家屋所有者の承諾	住所	氏名	印
土地所有者の承諾	住所	氏名	印
土地通過等の承諾	住所	氏名	印
融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
現在の便所	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 新設		
便所の改造時期	<input type="checkbox"/> 排水設備と同時に施工 <input type="checkbox"/> 排水設備と別に施工		
予定工期	着手 年 月 日	完成 年 月 日	
排水設備 指定工事店	住所(所在地)		
	氏名(名称及び代表者氏名)		印
	責任技術者氏名		印
指定給水装置 工事事業者	住所(所在地)		
	氏名(名称及び代表者氏名)		印

※添付書類 案内図・平面図・縦断面図・その他

個人の場合、自署
であれば押印不要
自署以外の場合に
は押印が必要です

可能な限り敷地
面積を記入して
ください

排水区分：その他
アパート・店舗
病院-診療所は受診
内容も余白に記入
してください
(除害の要不要の確認
のため)

個人の場合、自署
であれば押印不要
自署以外の場合に
は押印が必要です

排水設備設置に関する利害関係人の承認

- ・ 排水設備の設置に関し、排水設備使用者の承諾及び土地所有者並びに家屋所有者の承諾を得ること。また、それぞれ、住所、氏名の記入をしてください。
 - 個人の場合、自署であれば押印不要です。自署以外の場合のみ押印してください。
 - 個人以外の場合、押印は必須となります。
- ・ 申請者が借家人の場合や私道等に排水管の布設を行う場合も同様に、利害関係人すべての承諾を得てください。
- ・ 土地通過等の承諾は該当がある場合のみで構いません。

その他の注意

- ・ 消えるボールペンの使用は不可です。
- ・ 修正ペンの使用は不可。見え消しで修正してください。

審査が正しく行えるようご協力ください

位置図

- ・ A 4 サイズでわかりやすい、最新の地図を添付してください。
(検査の際、古すぎると目標物がなく困ることがあります。)
- ・ 目標物等がない場合は、周辺の情報がわかるものを添付してください。

(良い例)



(悪い例)



C0

C0

公図の内容となるので変更したい。
CL6131, 2024-02-05T06:35:45.492

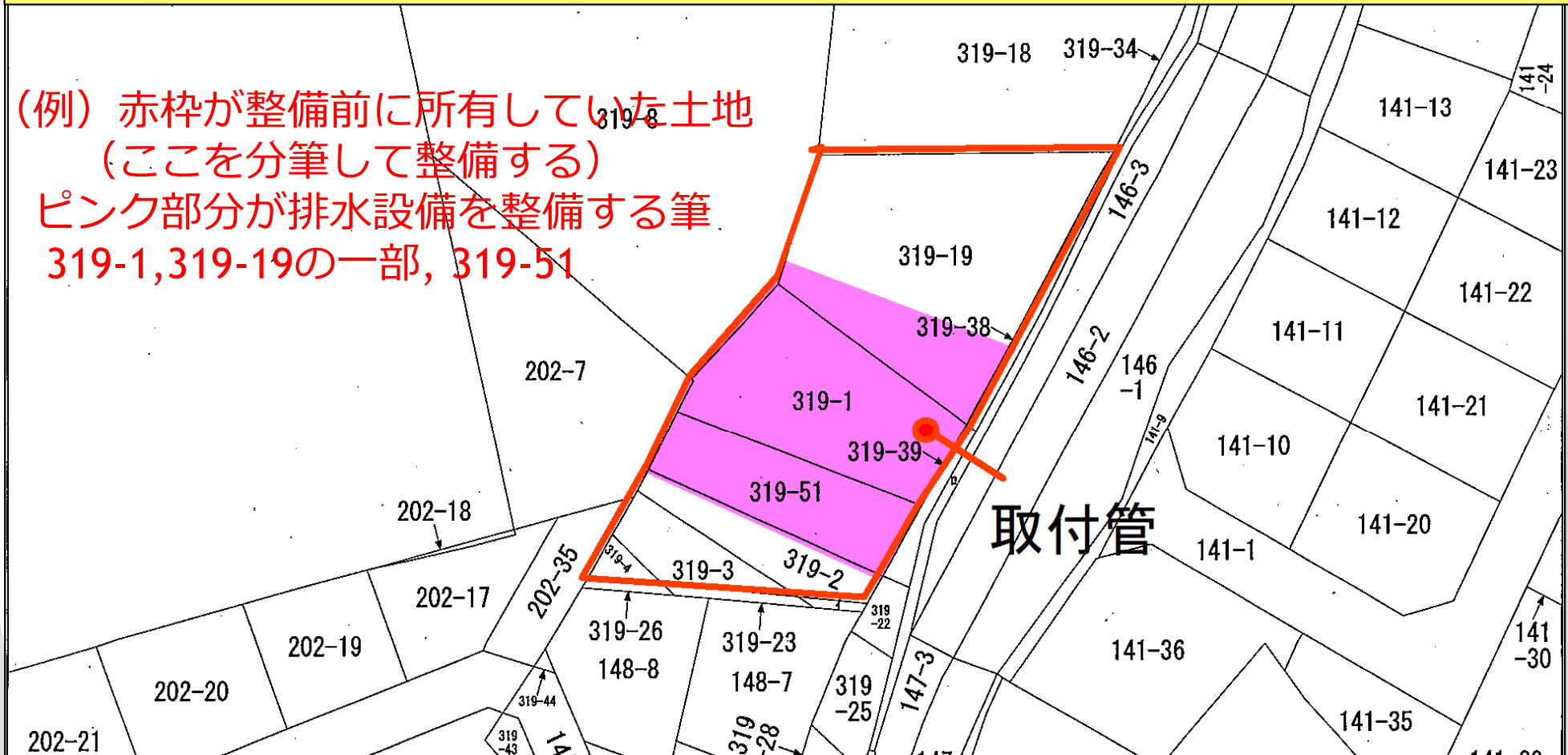
審査が正しく行えるようご協力ください

公図 ※令和4年から提出をお願いしています。

(建築確認を伴わない浄化槽及びくみ取り便槽からの切替えを除く)

- 排水設備の整備を行った筆、全てを矩形で塗りつぶしてください。
(一体利用している部分も含めて整備する筆すべてがわかるように)
→どの筆を整備したのか、正確に把握するため。
→整備状況によって負担金・分担金の賦課確認も行います。

(例) 赤枠が整備前に所有していた土地
(ここを分筆して整備する)
ピンク部分が排水設備を整備する筆
319-1, 319-19の一部, 319-51



平面図

- ・メーター口径・番号・位置を記入
- ・建築士の資格（級・登録番号）・氏名・印（建築確認申請が伴う場合）
- ・口径・深さの表記単位はmmで表記してください。

縦断面図

- ・口径・深さの表記単位はmmで表記してください。
- ・DR・VT等の落差調整ますは下流側のますの深さを表記し、
（ ）内は落差を記入してください。

平面図・縦断面図の記入について

新設は「赤色」 既設は「黒色」で
配管や器具の記入をしてください。

平面図 記入時の注意事項

記入例

「既設」表記があると審査しやすいが、色別で記入していれば不要

一級建築士 磐田太郎 第●●●●●●●●号

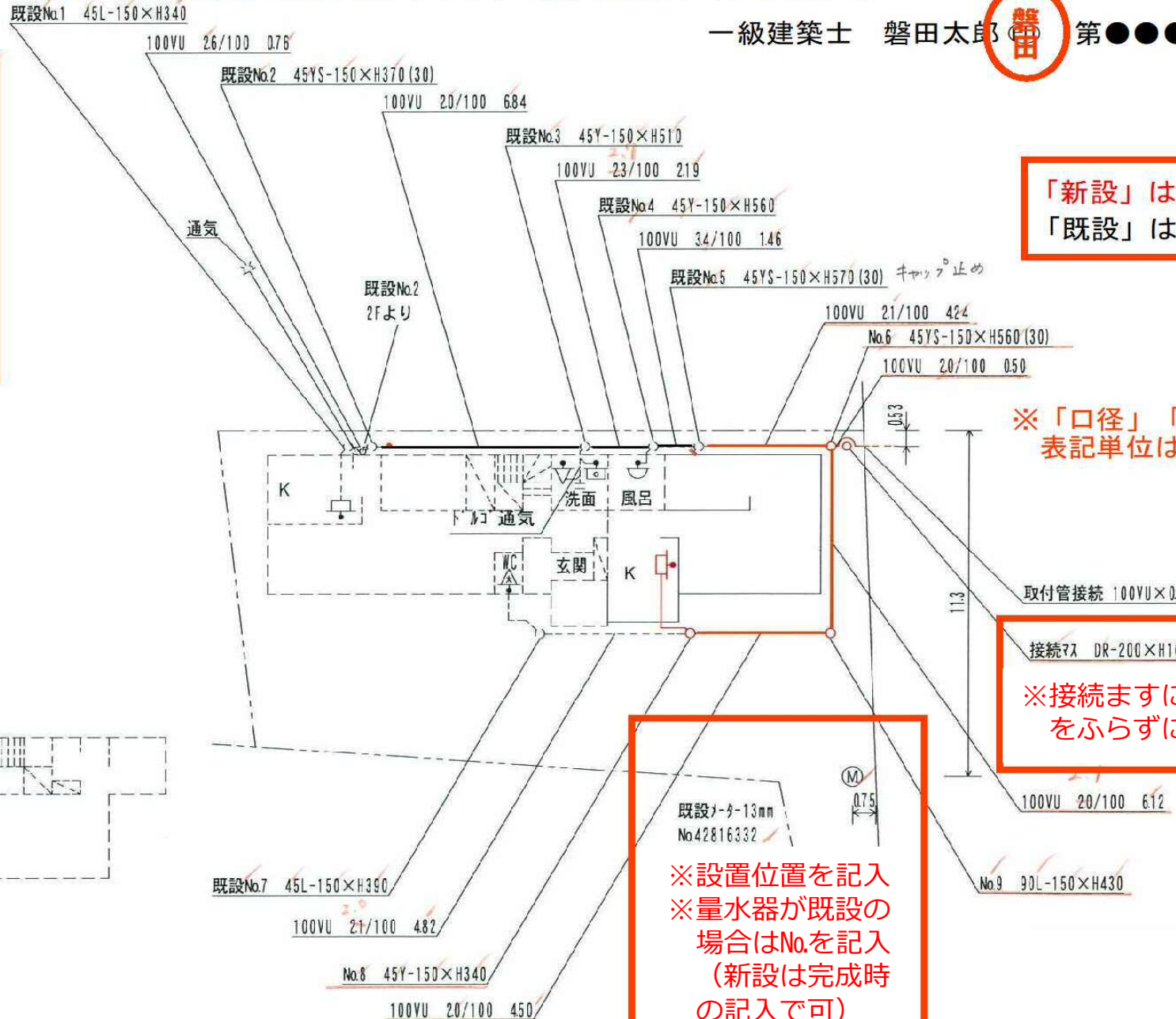


「新設」は赤色
「既設」は黒色

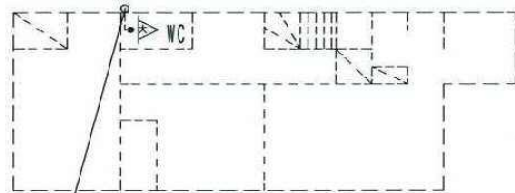
※「口径」「深さ」の
表記単位はそろえる

※接続するにはNo
をふらずに記入

※設置位置を記入
※量水器が既設の
場合はNo.を記入
(新設は完成時
の記入で可)



2階



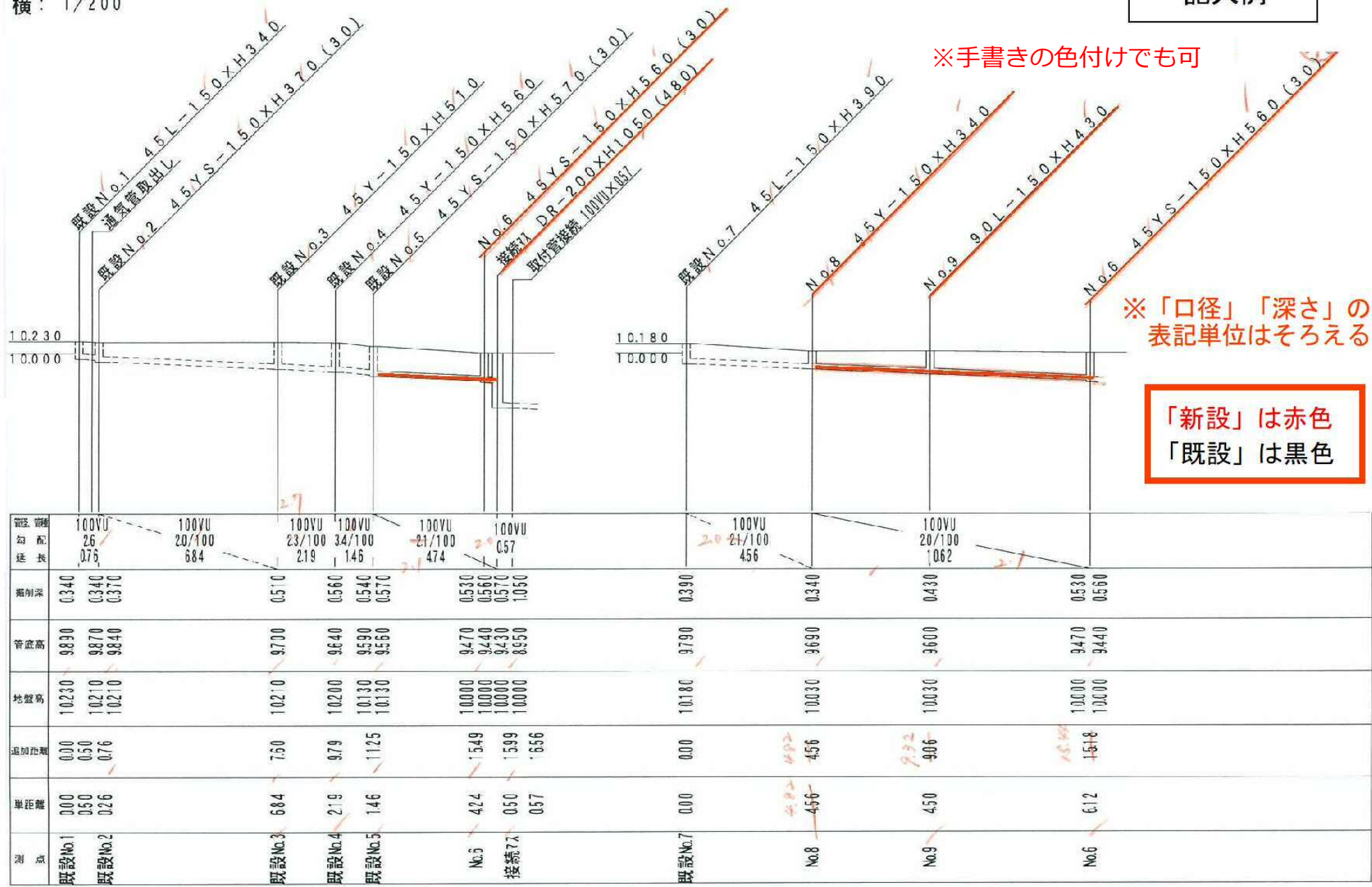
1Fへ
既設No.2

縦断面 図記入時の注意事項

縮尺
縦： 1/100
横： 1/200

※「既設」表記があると審査しやすいが、色別で記入していれば不要

記入例



(2) 事前協議について

【条件】

以下の物件に該当する場合は、別に手続きが必要になるため必ず給排水サービスグループへ協議（確認）すること。

- ①日排水量 50 m³以上及び特定事業場。
- ②3階建以上で、戸数が20戸以上又は延床面積が1000 m²以上。
- ③区域外流入。

（磐田市下水道排水設備技術基準 第8条）

※②に該当する場合は、申請を受けてから審査期間がおよそ40日かかりますので、余裕をもって申請してください。

また、事前協議対象の物件については、確認書（回答書）がおりないと排水設備工事は着手できません。

(3) 取付管について

- 公費の条件に該当する場合、申請から工事完了まで市道は約3か月、県道は約4か月かかります。そのため、年度内の受付は市道は12月末まで、県道は11月末までとなるため注意すること。また本管を延長する必要がある場合、**下水道工事グループへの事前協議**が必要です。

次年度の施工の申請期限は8月末日となります。

- 次年度施工の申請期限は8月末日となり、自己負担、区域外流入申請で工事をする場合、以下のことに注意すること。

①工期はあくまで本舗装完了までの期日を記載すること。

(完了日から2週間以内に完了届が提出されないと違反對象となるため期間厳守すること)

②取付管の写真は、勾配がわかるものを添付すること。

(4) 審査基準について

【屋外配管】

- 屋内排水設備からの排水を受け、さらに敷地内の建物以外から発生する下水と合わせて、敷地内すべての下水を公共下水道へ流入させること。
- 適正な汚水ますが設置されていること。
- ます間の距離は内径又は内のり幅の120倍を超えないこと。
(例：100V Uの場合 12mをこえない→12mはNG)
- 土被りは20cm以上確保されていること。
適正な勾配が確保されていること。
(例：100V Uの場合 2%~8%)

【ます】

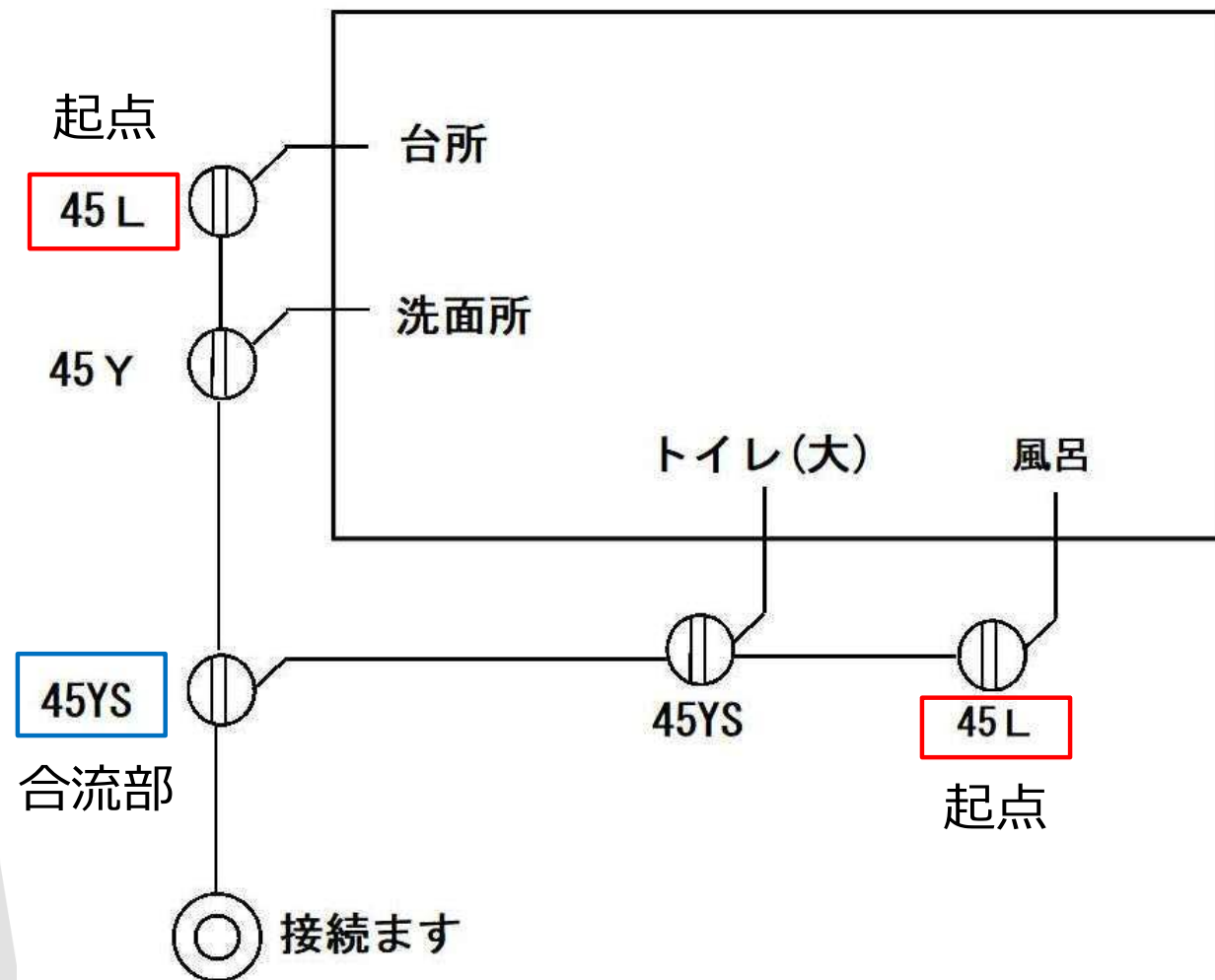
**まずは排水管の起点、屈曲点、合流点、終点、段差を
処理する場所に設置すること。**

● 管径と深さ

地面から流入口までの深さ	管径φ
深さ900mm未満	150mm
深さ900mm以上1500mm未満	200mm
深さ1500mm以上	300mm

- 落差調整まずは落差が310mm以上の場合は、ドロップます（DR）310mm未満の場合はVT（フリードロップます）を設置すること。（管径100mmの場合）

- トイレが最上流部にある場合は、45度以下の曲点インバートを起点ますとして使用すること。(22 1/2 L・45 L)
- トイレからの排水管接続及び合流部の接続については、逆流しないよう段差付きの45 Y S又はドロップますを設置すること。



(例)

起 点	45L
接続部	45Y 45YS
合流部	45YS

【取付管との接続＝接続（公共）ます】

- 接続（公共）ますの口径は**200mm以上**であること。
- 接続ますは、敷地境界から**1m以内**に設置していること。
- 農業集落排水（鮫島浜部・向笠里含む）地区、豊岡処理区は**接続ますまでが市の所有となりますので、撤去及び変更は絶対にしないで下さい**。公共ますには三方ます（45または90WYS）が設置されています。
- 接続（公共）ますの手前でDR等を用いて落差調整を行い接続ますに接続してください。（接続ますを削孔しての落差調整は絶対にしないこと）

【勾配】

管径	勾配
100mm	2%
125mm	1.7%
150mm	1.5%
200mm	1.2%

【通気】

排水によって管内の圧力差を生じさせないように適切に対応してください。

【屋外設備の排水】

- 磐田市は分流式のため、**雨水は絶対に流さないでください。**
- 屋外にある流し場は、原則雨水に接続してください。
- 屋外にある下水へ排水する「洗濯場」「洗車場」等からの排水は汚水として扱うため、給排水サービスグループに相談し、申請書類を提出してください。
- やむを得ない事情により基準外の既設配管を利用する場合誓約書に当該内容を明記し、申請者へ説明をお願いします。

(5) 排水設備設置計画確認書の交付について

- 確認書は申請書が提出されてから1週間から2週間で発行する予定です。余裕を持って申請をお願いします。
(予定工期の着手日は上記をふまえた日付にしてください)
- 確認書が発行されたら、各指定工事店へFAXで連絡をします。(返信は不要です。)
- FAXが届いたら、窓口を受取りに来てください。
(給排水サービスグループ窓口で
「確認書の受取」と声をかけてください)



排水設備設置計画確認書の審査結果をご確認ください

例)

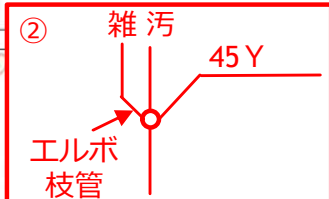
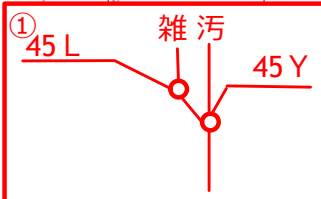
指摘事項や提案事項等があれば平面図、縦断面図に記載しています。
指摘された部分を確認したうえで着手してください。
不明な点があれば、着手前にお問い合わせください。

詳細図は別紙

指摘事項

マスの深さがH900mm以上あるので、マスの口径をΦ200mmにしてください

提案事項



①のように施工するのが望ましいですが、②でも可能です。完成の平面図は上記のように記載してください。

庁舎棟

車庫棟

補助訓練
ステージ

訓練ステージ

取付管 φ100
GL-10.000
h=1,600

項目	名称・規格・寸法
接続	既設・100×1360
①	45Y・150×966
接続樹	DRY・200×949 (651)

項目	管径・延長・勾配
△1	VU100・L=4.750・22.37%
△2	VU100・L=4.000・22.0%

工事名

令和4年度 磐田市〇〇

備考

設計月日 DATE DRAW CHECK

縮尺

配置図

01

(6) 排水設備設置計画の変更について

- 工事に着手した後、何らかの理由で**排水設備設置計画確認申請書で許可を受けた内容と違う施工**をしなければならなくなった場合は、給排水サービスグループに変更内容をご連絡ください。

磐田市下水道条例 (排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて規則で定めるところにより、申請書に必要な書類等を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 内容次第では**磐田市排水設備等指定工事店の違反等に対する処分に関する要綱**に基づき違反行為となる場合があります。



(7) 排水設備設置計画の予定工期について

- 排水設備設置計画確認申請書の予定工期について何らかの理由で排水設備設置計画確認申請書で許可を受けた日程より大きく変更があった場合は、給排水サービスグループに工期の変更についてご連絡ください。
- 予定工期より大きく遅れている場合、磐田市より**工期経過リスト**を送付しますので確認の上、回答するようにしてください。
- 内容次第では磐田市排水設備等指定工事店の違反等に対する処分に関する要綱に基づき違反行為となる場合があります。



2 工事完了後の提出書類

(1) 工事完了届について

(排水設備等の工事の検査)

第19条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から**5日以内**に規程で定める届出書によりその旨を市長に届け出し、検査を受けなければならない。

(磐田市下水道条例)

- 接続工事は終了したが、外構工事等が未完了で完了届が提出できない場合は、**先に「下水道使用開始届出書」を提出**してください。(届出なく使用した場合は処分対象となります)

- 外構工事等が終了したら速やかに完了届を提出すること。
※外構工事終了後に再度測量を行い完了届を作成してください。

(2) 下水道使用開始届出書について

- 下水道接続後、速やか（5日以内）に提出してください。
- メーター番号を記入してください。
- 開始日は、下水道に接続した日を記入してください。

(排水設備完了届出書の日付と同日またはそれ以前の日)

※下水接続工事完了日 = 使用開始日となります。

⇒下水道使用料は使用開始日（接続した日）から発生します。

施工業者:A 所有者:B

- 工事完了 = 下水道に接続した日

開始日の記入について

1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
使用者変更		下水道に接続した日							
A		B							
上水道		上水道 + 下水道							
		下水道使用料発生							
		開始日は2月1日で記入							

- 下水道に接続した日と引渡し日が異なる場合

1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
使用者変更		下水道に接続した日					引渡し日		
A		B							
上水道		上水道					上水道 + 下水道		
							下水道使用料発生		
		開始日は2月1日で記入。					備考欄に引渡し日の2月6日を記入。		

(3) 下水道使用休止届出書について

新築や解体工事等で水道の使用はあるが、下水道への流入がない場合「下水道使用休止届出書」を提出いただくことで下水道使用料の発生を休止することができますので、速やかにご提出ください。

※「公共下水道使用休止届出書」は「公共下水道使用開始届出書」と同じ様式

【特に注意する事項】

- メーター番号は正しく記入。
- 下水道使用休止日は工事開始日（水道使用開始日）を記入。
- 備考欄に休止する理由を記入。（例：工事のため）
- 届出者は基本的に水道使用者となりますが、指定工事店が届出者となっても構いません。

【重要】工事が終了し、再び下水道へ流入する場合は必ず「公共下水道使用開始届出書」を提出してください。

様式第17号(第11条関係)

公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届出書

年 月 日

磐田市長

住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	
届出者氏名	ふりがな 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	

電話番号 ()

公共下水道の使用を(開始・休止・廃止・再開)するので、磐田市下水道条例第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開
設置場所	磐田市
排水設備番号	
水控番号	
使用水	<input type="checkbox"/> 市水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道・井戸水併用 <input type="checkbox"/> 簡易水道
※井戸水用途	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()
排水区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 事業所 () <input type="checkbox"/> その他 ()
使用人数	人
使用開始等年月日	年 月 日
水道メーター番号	口径 mm No.
減算メーター	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

※印の欄は、井戸水を使用している場合のみ記入する。

(4) メーターに関する届出書について

届出は料金に関わることですので速やかにご提出ください

提出書類	提出が必要な場面	共通した注意事項
下水量算定用メーター設置/ 交換届出書 ※新設・交換の申請書は 同じ書式です	新設設置した場合	届出書類は漏れなく 記入をお願いします (設置日・検定満期等 が漏れがちです)
	交換した場合	
検針連絡表	新設設置した場合	
	設置位置を変更した場合	
提出書類 不要 の場合	下水道の減算メーターを取外した場合 総務Gに「取外し日」と「最終指針」 のみお知らせください。	

3 排水設備等の完了検査

(1) 受検にあたって

- 完了検査日程のFAXが届いたら確認日、指定工事店名を記入し、上下水道総務課へFAXにて返信してください。
- 完了検査の日時は、必ず事前に申請者等に連絡しておいてください。

※検査の目的、内容、敷地内への立ち入り等についても説明をしてください。

※車はマスの上に停めないように注意喚起する事。

※外構工事と重なり検査が出来ない場合は、調整して別日をお知らせください。

※検査時に配慮してほしいことがあれば事前に給排水サービスグループにまで連絡してください。

- 通水検査の水は自前で用意してください。

現場の水を使用する場合は事前に申請者等の承諾をもらってください。

(2) 完了検査について

【検査項目】

ますの種類の確認

ますの深さの測定

ます間の距離の測定

管内目視

通水確認

その他必要な検査（屋外にある設備・除害設備等）

【書類審査】

屋内の器具のみの増設等

仮設トイレのみの設置

の場合は

日程表に

書類審査

と書かれています。

書かれていない場合は検査対象となります。

(3) 完了検査受検の注意事項

既設配管の検査について

既設配管の種別	検査対象	検査準備
申請以前から下水道に接続していた配管	検査対象外	不要
浄化槽の配管	一部検査対象	新設部分と同様

※浄化槽の配管の検査内容は配管状況によるため
検査時に指示します。

浄化槽の既設配管の利用について

- ・基準外の箇所や滞水等については検査後に市から申請者へ当該内容の確認及び説明を行います。
- ・誓約書に当該内容を明記するとともに、必ず申請者への事前説明をお願いします。

4 供用開始区域

- 令和6年度供用開始区域につきましては、
4月1日以降、市のホームページで公表します。
- 令和5年度実施の工事施工箇所への照会は、
上下水道工事課（下水道工事グループ）の
窓口でできます。

5 違反行為の報告

- 違反行為があった場合は「磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱」に基づき、違反点数が付されます。
- 各違反行為等の違反点数は、当該違反点数を付した日を起算日として1年間有効です。
- 累積点数により指定の停止又は指定の取消し処分となりますのでご注意ください。

違反行為の内容

＜令和6年2月29日現在＞

違反行為	件数
工事計画の確認を受けずに未申請で着工	3
開始届・完了届の提出遅れ	1
排水設備指定工事店変更届出書の届出を怠った	5
不正又は不誠実な行為があった	4

【補足】

- ・ 事前着工3件のうち、1件は変更申請を提出する前の着工
- ・ 排水設備指定工事店変更届出書の届出を怠った5件のうち3件は指定工事店更新の際に判明

6 浄化槽設置事業費補助金

公共下水道事業計画がない区域で、一般住宅等に

合併処理浄化槽を新設する方や、単独処理浄化槽等から設置替えをする方を対象に、費用の一部を補助します。

ただし補助を受けるためには、上記以外にも諸条件がありますので、必ず事前に給排水サービスグループまでお問い合わせください。

補助額について

補助対象経費		補助限度額	備考
設置費	5人槽	3,320,000円	
	7人槽	4,140,000円	
	10人槽	5,480,000円	
宅内配管工事費		300,000円	増改築を伴う交換は補助対象外
撤去費	単独処理浄化槽	1,200,000円	雨水貯留槽等への再利用の場合 90,000円
	くみ取り便槽	90,000円	

ご清聴

ありがとうございました